

平成23年度

# 東京都公害防止管理者講習

## 案内・申込書

### 受講申込の受付

- ① 受付日 平成23年6月21日(火)、22日(水)、23日(木)
- ② 受付時間 午前9時30分～12時、午後1時15分～4時30分
- ③ 受付場所 東京都庁 第二本庁舎1階 臨時窓口(南)  
(新宿区西新宿2-8-1)

※郵送によるお申込みは、受付できません。(島しょの方を除く。)

※受講申込手続会場で、テキスト等6冊をお渡しします。

※上記受付日で定員に達しない場合は、3ページに記載の場所で受け付けします。

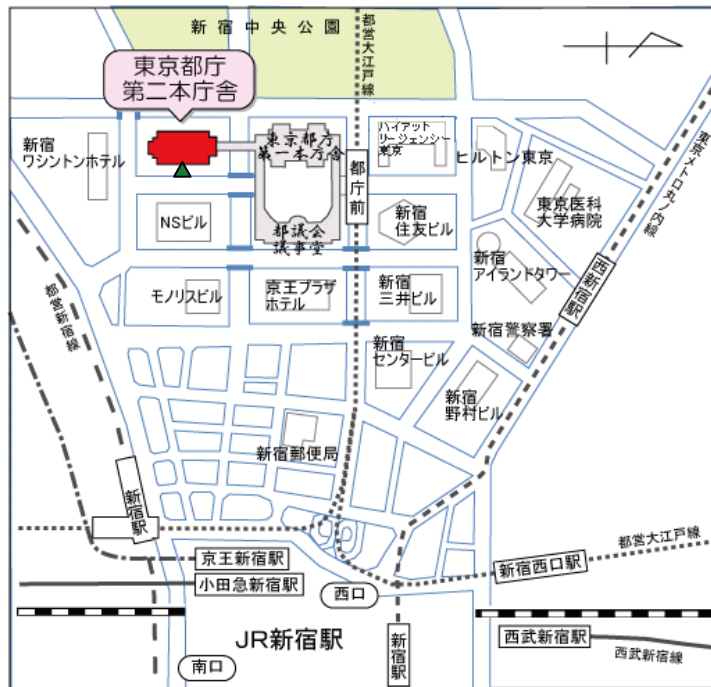
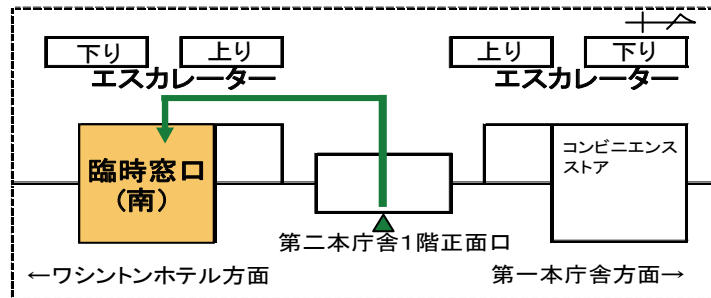
### <アクセス>

JR線「新宿駅」西口から徒歩約12分

都営地下鉄 大江戸線「都庁前駅」から徒歩5分

新宿線「新宿駅」から徒歩10分

◇車の御利用は、御遠慮ください。



## 東京都公害防止管理者講習の目的

公害を防止するためには、事業者が、事業に伴い発生する環境への負荷を、適切に管理・減少していくことが重要です。

都の公害防止管理者制度は、特に公害発生の可能性が高いと考えられる工場において、公害防止管理者を選任し、施設の適正な管理や公害発生の防止に努めるとともに、行政及び地域住民の窓口とするため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：「環境確保条例」）で設置を義務付けたものです。

該当する工場（4ページ参照）では、必ず公害防止管理者を選任する必要があります。

この講習会は、公害防止管理者を養成することを目的として、実施します。

### 目 次

	ページ <sup>*</sup>
1 講習の種類及び受講資格	1
2 講習内容・日程	2
3 受講申込の手続	3
4 講習修了の認定・通知について	3
5 修了者の登録・登録証の交付手続	3
6 東京都公害防止管理者の設置対象工場	4
7 工場の種別及び選任すべき公害防止管理者	5
8 講習会場の御案内	6
<b>受講申込書</b>	7
《申込書は、切り取って必要事項を記入の上、 受講申込受付日平成23年6月21日～23日に御申してください。》	
<参考>水質管理責任者の資格取得について	9

# 1 講習の種類及び受講資格

講習の種類	<p style="text-align: center;">受 講 資 格</p> <p style="text-align: center;">(申込書には、資格等を証明する書類(写)を必ず添付してください)</p>	取得できる資格
一 種 講 習	<p style="text-align: center;">次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気事業法第44条第1項に定める第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状、第3種電気主任技術者免状、第1種ボイラー・タービン主任技術者免状又は第2種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する方</li> <li>2 ガス事業法第32条第1項に定める甲種ガス主任技術者免状又は乙種ガス主任技術者免状を有する方</li> <li>3 技術士法第34条第1項に定める技術士登録証を有する方</li> <li>4 高圧ガス保安法第29条第1項に定める甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有する方</li> <li>5 医師法第2条に定める免許を有する方</li> <li>6 薬剤師法第2条に定める免許を有する方</li> <li>7 ボイラー及び圧力容器安全規則第97条第1号に定める特級ボイラー技士免許を有する方</li> <li>8 火薬類取締法第31条第1項に定める甲種火薬類製造保安責任者免状又は同条第2項に定める甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する方</li> <li>9 毒物及び劇物取締法第8条第1項に定める毒物劇物取扱責任者となることのできる方</li> <li>10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に定める技術管理者となる資格を有する方</li> <li>11 消防法第13条の2第1項に定める甲種危険物取扱者免状を有する方</li> <li>12 エネルギーの使用の合理化に関する法律第9条第1項に定めるエネルギー管理士免状（旧法による熱管理士免状を含む）を有する方</li> <li>13 東京都二種（旧公害防止条例による東京都2級及び3級を含む。）公害防止管理者の資格を有する方</li> <li>14 工場等において公害防止又は環境管理の業務に従事し、又は従事する予定の方（注1）</li> </ol>	東京都一種公害防止管理者の資格
二 種 講 習	<p style="text-align: center;">次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一種講習欄の1から12までのいずれかに該当する方</li> <li>2 消防法第13条の2第1項に定める乙種危険物取扱者免状を有する方</li> <li>3 高圧ガス保安法第29条第1項に定める乙種化学責任者免状又は乙種機械責任者免状を有する方</li> <li>4 ボイラー及び圧力容器安全規則第97条第2号に定める1級ボイラー技士免許又は同条第3号に定める2級ボイラー技士免許を有する方</li> <li>5 火薬類取締法第31条第1項に定める乙種火薬類製造保安責任者免状若しくは丙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第2項に定める乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する方</li> <li>6 工場等において公害防止又は環境管理の業務に従事し、又は従事する予定の方（注1）</li> </ol>	東京都二種公害防止管理者の資格

(注1) 工場等に勤務している又は、勤務する予定の旨の書類(会社が発行する身分証明書、社員証等、工場等勤務証明書、工場名等記載された健康保険証の写し、又は在職証明書等)を添付してください。

(注2) 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定める公害防止管理者又は公害防止主任管理者の資格を有する方は、受講する必要はありません。東京都の公害防止管理者に選任する場合は、「東京都公害防止管理者の資格登録」の手続後、選任届を区・市役所に提出してください。

## 2 講習内容・日程

### 一種講習 <期間3日間>

講習科目		講習時間	日程	会場
一般科目	東京都の環境の現況と対策	2時間	[第1回]	
	環境保全に関する法令の概要	3時間	7月 26日(火) 9:30 27日(水) 9:15 28日(木) 9:15 ~17:00	豊島区立勤労福祉会館 6階大会議室(128人) (豊島区西池袋2-37-4)
	「環境確保条例」等の解説	3時間		
	企業における環境管理のあり方 及び公害防止管理者の職務	1時間		
修了テスト(三肢択一)	1時間			
専門科目	大気汚染対策	3時間	[第2回]	
	水質汚濁対策	2時間	8月 23日(火) 9:30 24日(水) 9:15 25日(木) 9:15 ~17:00	東京都労働相談情報センター 大崎事務所 東京都南部労政会館 第五・六会議室(100人) (品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2階)
	有害化学物質対策	3時間		
	騒音振動対策	2時間		
修了テスト(三肢択一)	1時間			

### 二種講習 <期間2日間>

講習科目		講習時間	日程	会場
一般科目	東京都の環境の現況と対策	1時間30分	[第1回]	
	環境保全に関する法令の概要	2時間	7月 20日(水) 9:30 21日(木) 9:10 ~17:00	東京自治会館 4階講堂(192人) (府中市新町2-77-1)
	「環境確保条例」等の解説	2時間		
	企業における環境管理のあり方 及び公害防止管理者の職務	1時間		
修了テスト(正誤式)	30分			
専門科目	大気汚染対策	2時間	[第2回]	
	水質汚濁対策	1時間30分	8月 9日(火) 9:30 10日(水) 9:10 ~17:00	ティアラこうとう 地下1階大会議室 (216名) (江東区住吉2-28-36)
	有害化学物質対策	2時間		
	騒音振動対策	1時間		
修了テスト(正誤式)	30分			

#### (1) 受講の希望日等について

- ① 各講習とも、満員になり次第締め切ります。
- ② 申込時に、第何回を希望するかを、申し出てください。申出がない場合は、こちらで指定します。
- ③ 申込受付後に、受講日・受講者等の変更は、できません。十分に注意して申し込んでください。

#### (2) 受講当日の注意事項

- ① 受講票、出席簿用の印鑑、テキスト類及び筆記具を持参してください。
- ② 講習会場周辺には、駐車場はありません。公共の交通機関を利用してください。
- ③ 各講習会場は、9時前には入れませんので、御注意ください。
- ④ 講習の際の座席は指定となります。

### 3 受講申込の手続

(1) 受講申込時に必要なもの

① 受講申込書

○写真(肩から上の正面・無帽・無背景・顔が鮮明に写っているカラー写真で6か月以内に撮影されたもの)縦4cm横3cmを1枚貼ってください。

○資格等を証明する書類の写しを必ず添付してください。(在職証明の場合は原本)

② 受講手数料

下記の区分により、現金(お釣りのないように)を持参してください。

なお、いったん受領した手数料は、いかなる理由があっても、お返しできません。

一種 公害防止管理者講習 8,200円

二種 公害防止管理者講習 5,700円

(2) 受講申込書の受付に当たっての注意事項等

① 受付の日時・場所等は、表紙を御覧ください。

② 受講の申込手続は、代理の方でもできますが、必要書類・写真等が整っていることを良く確認してから、お持ちください。

③ 郵送による申込は、受領できません。

④ 受講申込手続き会場で、A4版テキスト等6冊(重さ約1kg)をお渡ししますので、お持ち帰り用の手提げ袋等を持参してください。

⑤ 上記①の受付日で定員に達しない場合、6月27日(月)以降、都庁第二本庁舎8階北側環境局環境改善部計画課にて受け付けます。受付状況は電話03-5388-3435にお問合せください。

### 4 講習修了の認定・通知について

(1) 受講時間数を満たし、修了テストに合格した方を、講習修了者と認めます。

(2) 講習の結果(合否)については、講習終了後に通知(ハガキ)します。通知時期は、講習時に連絡します。(電話による問合せには、一切応じられません。)

### 5 修了者の登録・登録証の交付手続

(1) 東京都公害防止管理者への登録

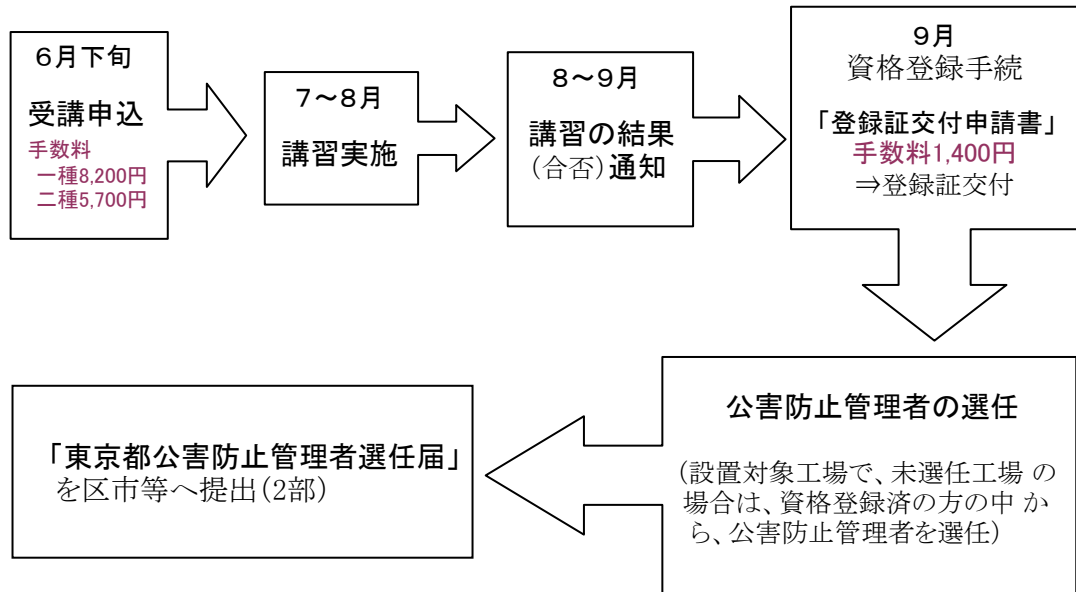
講習を受講し修了テストに合格した方は、「東京都公害防止管理者登録証交付申請書」を提出していただきますと、東京都から登録証を交付します。

この登録を行わないと、資格が発生しません。

(2) 登録についての詳細は、「講習の結果について(通知)」(ハガキ)の裏面に記載します。

(登録に当たっては、登録証交付手数料として、1,400円がかかります。)

(3) 東京都公害防止管理者の選任届までの流れ



## 6 東京都公害防止管理者の設置対象工場

「環境確保条例」に基づき、東京都公害防止管理者の設置が義務付けられている工場は、次のとおりです。

### 1 「環境確保条例」別表第8の工場

(1)	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙(ばい)燃炉、焼結炉若しくは煨(か)焼炉で、原料の処理能力が1施設1時間当たり1トン以上のものを有する工場
(2)	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が0.5平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のものを有する工場
(3)	製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上のものを有する工場
(4)	動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
(5)	動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
(6)	レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
(7)	金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋳(びょう)打ち作業又は孔(あな)埋め作業を伴うものを行う工場
(8)	金属の鍛造で重量が0.5トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
(9)	無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸(三酸化いおうを含む。)、硫化水素、弗(ふつ)素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

### 2 発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場

## 7 工場の種別及び選任すべき公害防止管理者

対象工場は次の種別に区分され、選任すべき公害防止管理者の資格が定められています。  
 (「環境確保条例施行規則」別表第9)

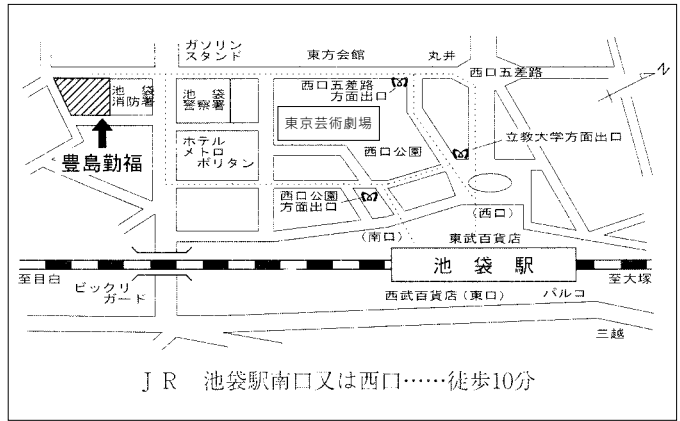
種別	工場の区分	資格の種類
一 種	「東京都一種公害防止管理者」を選任すべき工場	東京都一種 公害防止管理者
	条例別表第8に掲げる工場で、次の各号に掲げる業種に該当し、従業員10人以上の場合 (1) 非鉄金属第1次精錬精製業 (2) 鉛再精錬又は亜鉛第2次精錬業 (3) 伸銅品又はメッキ鉄鋼線製造業 (4) 鋳鋼、鋳鉄物、可鍛鋳鉄若しくは非鉄金属鋳物製造業又は製鋼業 (5) 有機質飼料又は肥料製造業 (6) 建設機械又は鉱山機械製造業 (7) 運送用車両又は運送用車両部品製造業 (8) 鋼船製造又は修理業 (9) トラクター製造業 (10) 亜鉛鉄板製造業 (11) 石けん又は合成洗剤製造業 (12) 合板製造又は薬品による木材処理業 (13) プラスチック、合成皮革、プラスチック床材、プラスチックフィルム又はプラスチック発泡製品製造業 (14) セメント製造業 (15) 舗装材料製造業 (16) 合金鉄又は電気炉鋳造業 (17) 鍛工品製造業 (18) 圧縮ガス又は液化ガス製造業 (19) 界面活性剤製造業 (20) ソルダー製造業 (21) メタン誘導品製造業 (22) 医薬品又は農薬製造業 (23) 産業用火薬類製造業 (24) 染料若しくはその中間物、顔料又は塗料製造業 (25) 表面処理鋼材製造業 (26) コールタール製品製造、潤滑油及びグリス精製業	
	イ 発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場	
二 種	「東京都二種公害防止管理者」を選任すべき工場	東京都一種 又は二種 公害防止管理者
	条例別表第8に掲げる工場で、一種公害防止管理者を設置すべき工場以外の工場	

## 8 講習会場の御案内

一種講習 [第1回]  
 7月 26日(火)9:30~17:00  
 27日(水)9:15~17:00  
 28日(木)9:15~17:00

◇豊島区立勤労福祉会館 6階大会議室  
 (豊島区西池袋2-37-4)

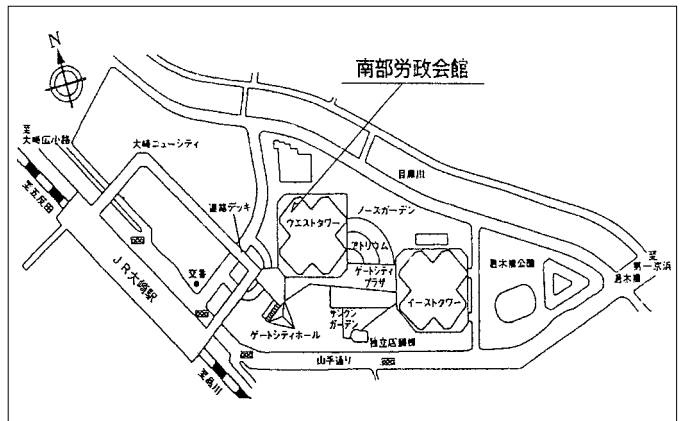
「池袋駅」西口又は南口 徒歩10分



一種講習 [第2回]  
 8月 23日(火)9:30~17:00  
 24日(水)9:15~17:00  
 25日(木)9:15~17:00

◇東京都労働相談情報センター大崎事務所  
 東京都南部労政会館 第五・六会議室  
 (品川区大崎1-11-1ゲートシティ大崎ウエスタワ-2階)

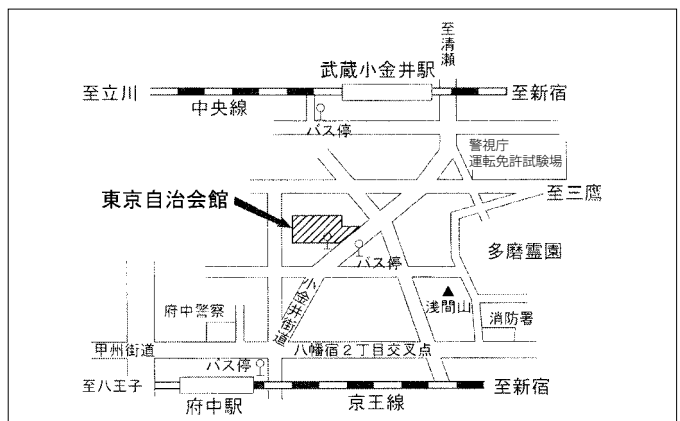
JR山手線,埼京線,湘南新宿ライン,りんかい線  
 「大崎駅」南改札口(新東口) 徒歩3分



二種講習 [第1回]  
 7月 20日(水)9:30~17:00  
 21日(木)9:10~17:00

◇東京自治会館 4階講堂  
 (府中市新町2-77-1)

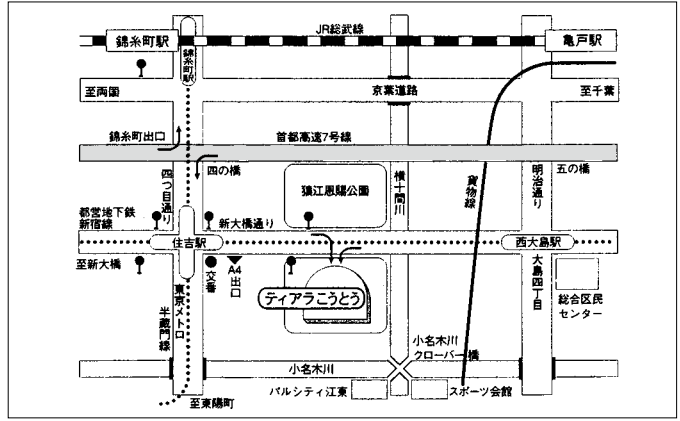
<バス:所要時間15分>「東京自治会館」下車  
 京王線:府中駅(北口)武蔵小金井駅南口行き①  
 中央線:武蔵小金井駅(南口)府中駅行き①※  
 ※工事により乗場が変わる場合があります。



二種講習 [第2回]  
 8月 9日(火)9:30~17:00  
 10日(水)9:10~17:00

◇ティアラこうとう (江東公会堂)  
 地下1階大会議室 (江東区住吉2-28-36)

都営地下鉄新宿線・東京メトロ半蔵門線  
 「住吉駅」A4出口 徒歩5分  
 又は都営バス  
 ○(東22)錦糸町~東陽町(東京駅北口行)  
 「住吉駅前」下車徒歩5分  
 ○(錦11)錦糸町~築地駅  
 「住吉駅前」下車徒歩5分  
 ○(錦28)錦糸町~東大島駅  
 「江東公会堂前」下車徒歩1分



**申込書作成上の注意  
(必ずお読み下さい)**

- ※印以外の欄は、申込者が楷書で明確に記入してください。
- ①「氏名」欄は、**住民票に記載されている文字で自書してください。**(ゴム印、印刷等不可)  
資格登録する際に正しい文字で記載する必要があるのでため、略字を書かないでください。
- 申込書の□欄には、該当するものに**✓**印を記入してください。
- 申込書一番下の「⑦～該当する資格」の欄は、下欄の該当記号と資格の名称を記入してください。  
記入した資格を証明する書類の写しを**必ず添付**してください。
- この用紙を下の(きりとりせん)の位置で切り取り申込受付に提出してください。
- 申込時に第何回を希望するかを申し出てください。  
(この申込書に記入欄は、ありません。)ただし受付状況によりご希望どおりにならない場合があります。

受付年月日	※	受講番号	※	—
-------	---	------	---	---

**平成23年度東京都公害防止管理者講習  
受講申込書**

東京都知事 殿  
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく  
東京都公害防止管理者

一種 } 講習を受けたので申し込みます。  
 二種 }

ふりがな	-----				男・女
①氏名	昭和 平成	年	月	日	( 歳)
②生年月日	(〒	—	)	電話 (	—
③住所					
④勤務先等の名称					
⑤勤務先等の所在地	(〒	—	)	電話 (	—
⑥職 業	<input type="checkbox"/> 工場 (業種)	<input type="checkbox"/> 学生			
⑦講習申込の該当する資格	(記号)	(名称)			

<p>【一種】 ①第1種、第2種、第3種電気主任技術者、⑧第1種、第2種ボイラー・タービン主任技術者、⑨甲種・乙種ガス主任技術者、⑩技術士、⑪甲種化学・甲種機械責任者、⑫医師、⑬薬剤師、⑭特級ボイラー技士、①甲種火薬類製造・甲種火薬類取扱保安責任者、②毒物劇物取扱責任者、③陸棄物処理施設技術管理者、④甲種危険物取扱者、⑤エネルギー管理士、⑥東京都二種公害防止管理者、⑦工場等勤務者</p>
<p>【二種】 ⑧乙種危険物取扱者、⑨乙種化学・乙種機械責任者、⑩一級・二級ボイラー技士、⑪乙種火薬類製造・乙種火薬類取扱・丙種火薬類製造保安責任者、⑫工場等勤務者</p>

**整理票** (平成23年度)

受講番号	※	—	※	出欠
ふりがな	-----			
氏名	-----			
生年月日	昭和 平成	年	月	日
講習種類	※			

**写真**

1. 肩より上の正面・無帽・無背景・カラーで6ヶ月以内に撮影したもの

2. 大きさは、縦4cm、横3cmで枠なしのもの(裏に氏名を記入の上、全面糊で貼って下さい。)



### ＜参考＞ 水質管理責任者の資格取得について

東京都公害防止管理者の資格を取得されると、東京都下水道条例(第7条の16)に定められた水質管理責任者(甲・乙)に選任されることも可能となります。

この水質管理責任者は、下水排除基準に適合しない下水を排除するおそれのある工場、事業場において、下水を当該基準値内にして排除するために必要な仕事をする責任者で、水質管理を行っていく上で重要な役割を担っています。

(問合せ先)

東京都下水道局施設管理部排水設備課排水指導係  
電話 ダイヤルイン 03(5320)6585

平成23年度

登 録 第 2 号

表紙



本文



◇ 担当・問合せ先 ◇

東京都環境局環境改善部計画課 公害防止管理者担当  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1  
電話 ダイヤルイン 03(5388)3435